



発行所 岡垣町役場  
責任者 岡垣町長 辻守荘  
印刷所 有限会社 大和印刷所  
電話(宗像) 2027番

# お知らせ!!

## 住民基本台帳法 施行のため

### 住民課が岡垣中学校内被服室に移転

します。

さきに、この町報を通じて御連絡申し上げました住民基本台帳法による施行は、全国的に完全統一され、一斉に昭和四十四年四月一日より実施されます。

法の趣旨は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一に行ない、もって住民の利便を増進し、あわせて国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的としています。

このため、東部出張所で取扱っていましたが住民登録事務を本庁に一括拾収して、事務の統合管理一元化の上、住民の窓口サービスに寄与するのが本旨のため、岡垣町全域の中心地である岡垣中学校施設に役場の仮事務所を設置して、窓口事務の応待にあたることになりました。

申すまでもなく、役場の新庁舎は建設予定地である現在の中学校前に整地は済んでいることは御承知の通りであります。防衛庁の補助工事のため若干着工が遅れている関係からして、暫らくの間、御辛棒をお願いいたしたいと思えます。大体十二月中には完成の見込みであります。

随いまして、特に今迄、東部出張所管内の地域の方、及び西部地域の方々には、大変御迷惑御不便を掛けますが、左の業務

については、中学校の被服室まで御出で下さいませよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

#### ●業務内容

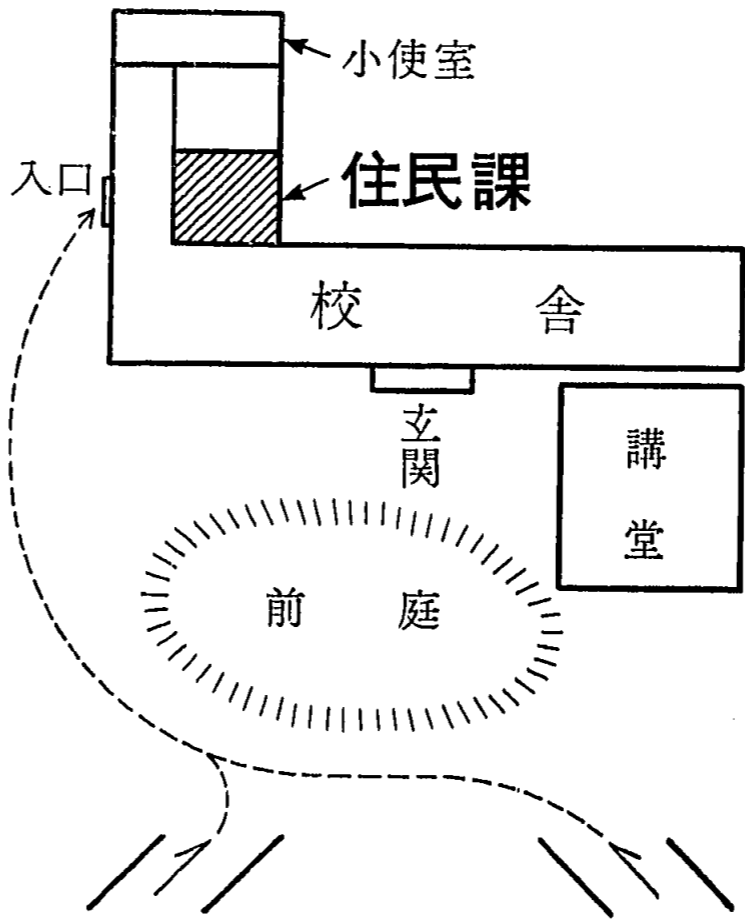
- 一、戸籍に関すること。
- 一、印鑑登録及び証明に関すること。
- 一、埋火葬の許可に関すること(但し土曜の午後、及び日曜日は、現行通り役場で受け付けます。)
- 一、住民登録(住民基本台帳)に関すること。
- 一、外人登録に関すること。
- 一、国民健康保険に関すること。
- 一、国民年金に関すること。
- 一、予防接種、その他伝染病予防に関すること。
- 一、妊娠婦及び乳幼児の保健に関すること。
- 一、汚物掃除及びじんかい処理に関すること。
- 一、畜犬登録、狂犬病予防並びに飲食、旅館、公衆浴場及びへい獣に関すること。
- 一、保健、衛生に関すること。
- 一、そ族、昆虫の駆除及び薬品配布に関すること。
- 一、結核予防及び患者の指導に関すること。
- 一、墓地の維持管理に関すること。
- 一、公共建物のし尿処理に関すること。
- 一、主要食糧の配給並びに割当に関すること。
- 一、主要食糧、小売業者の登録に関すること。
- 一、転出入の移動に関すること。

#### ●業務開始

昭和四十四年三月三十一日より

#### ●電話 エピツ局 二一九番

#### ●中学校施設略図



### し尿、ゴミの拾集について

し尿汲取り並びに終末処理については、御承知の通り広域行政の見地から、中間市及び遠賀郡各町で一部事務組合をつくらせて、運営しています。

当町では、有限会社協和衛生が一部事務組合設立以前より全町にわたり、し尿及びゴミの拾集にあたりてきたのであります。が、町内を眺望しますと特に東部地域のベツトタウンは著しく開拓され、中部に西部に岡垣町全域は発展の基礎が築かれつつあります。

この時にあたり昨年十月一日付をもって、東海老津の大森衛生が中間市外遠賀郡四カ町環境衛生施設組合長より、岡垣町のし尿汲取業者として正式に許可され、地域周辺の拾集に努力されてきたのであります。今般

すること。

一、選挙人名簿登録申請書の交付に関すること。

一、中間市外遠賀郡四カ町環境衛生施設組合に関すること。

一、遠賀郡岡垣町ほか三カ町伝染病院組合に関すること。

一、芦屋町ほか三カ町環境衛生施設組合に関すること。

両者相諮り町内のし尿汲取及びゴミの拾集について一層の効率をあげるため、四月一日より左記の通り区分けを行ない、需用者各位の利便に寄与いたすことになりました。当町としましても今後一層住民の福祉の向上に努力いたしますので、何卒右の趣旨を御理解の上、御協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、四月一日よりのゴミについては、協和衛生が全町に亘って拾集します。

御不明の点がありましたら住民課まで御連絡下さい。

#### 記

区分の分布は別図の通り

◆し尿汲取区域業者名

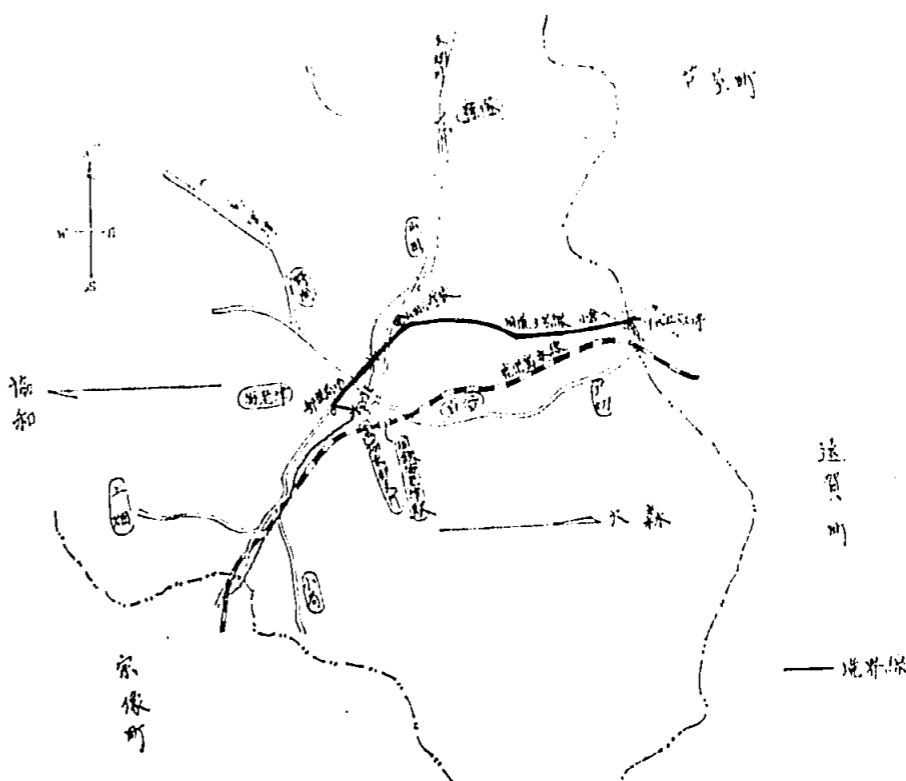
(協和衛生)

吉木、高塚、三吉、三吉岡地、手野、内浦、原、波津、湯川

新松原、元松原、西黒山、東黒山、糠塚、山田、西山田、緑ヶ丘、新海老津の一部、海老津、上畑、高倉、上高倉、野間、東山田の一部(大森衛)

(生)新海老津の一部、東山田の一部、東松原、高陽、戸切、戸切百合野、戸切白谷、上海老津、東海老津、小局

(住民課)



### 戦傷病者の奥様に

戦傷病者の妻に十万円の特給付金が支給されていますが、請求はお済みになったでしょうか。

#### 一、該当者

1、昭和十二年七月七日以降に負傷したり病気になる増加恩給又は、障害年金等の支給を受けている戦傷病者等で、特別項症から第七項症(障害

年金の場合は六項症および一(款症)までに該当する方の妻

#### 二、請求日

昭和四十四年六月三十日まで(期日がすぎると失権になります。)

#### 三、その他詳細は

県庁援護課か役場民生課にお尋ね下さい。

### 傷病賜金受給者の調査

昭和十三年四月以降、旧軍人旧軍人で公務のため負傷、または疾病で傷病賜金(第一目症第二目症)を受給した方を調査していますので該当者は役場民生課まで申出下さい。

記

1、この調査は、戦傷病者手帳および国鉄無賃乗車船引換証の交付予定上必要なものである。

2、町内居住者で昭和十三年四月以降退職し傷病賜金(一時金)を受給した者のうち第一

目症、または第二目症、の裁定を受けた者。

(高陽区)

方志オトチョ殿の御葬儀の御香典返しとして喪主方志久氏より山田小学校へ寄贈されました。

(二月十五日)

### 議会だより

第二回臨時町議会は二月二〇日午前九時三〇分に招集

議案第五号

土地の取得について。

町道路用地として次の土地を取得しようとするので町議会の議決を求める。

記

- 一、場所 大字山田字登り立 三五七ノ九外二筆
- 二、面積 一一四八五平方メートル
- 三、取得予定価格 国の指定する価格
- 四、相手方 国(農林省財産)

○満場一致で原案可決

議案第六号

都市計画法による区域編入について。

都市計画法(大正八年法律第三六号)第二条第一項の規定による都市計画区域に岡垣町全域を指定することについて、

○賛成多数(反対一名)で原案可決。

議案第七号

岡垣町役場出張所仮事務所(住民課事務)を定める条例制定について。

提案理由

住民基本台帳法施行により、窓口事務集中管理を行なうため。

この条例は公布の日から施行する。

○満場一致で原案可決。

### 戦没者のご遺族の方に

ご遺族のみなさんに三万円の特別弔慰金が支給されています。

記

#### 一、該当者

1、昭和十六年十二月八日の太平洋戦争以降に亡くなられた戦没者の遺族。

2、昭和四十年四月一日現在公務扶助料や、遺族年金等を受給していない場合に限る。

3、戦没者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のうち生存されている上順位の遺族。

まだ請求されていない方はいろいろ支給条件がありますし、今年六月三十日までに請求しないと受給できなくなります。県庁援護課か役場民生課に相談のうえ請求して下さい。

### 集募標語防犯

- 1、課題 盗難予防、暴力追放、少年の非行化防止の広報に役立つもの。
- 2、資格 福岡県民で、男女、年齢を問わない。
- 3、応募方法 はがき一枚に一標語を記入し、住所、氏名、年齢を明記すること。応募数は制限しない。
- 4、締切り 昭和44年3月31日
- 5、送り先 福岡市天神一丁目福岡県警察本部内

福岡県防犯協会連合会